

## 第1節 概要

復帰前の沖縄の米軍基地の実態は、密度、機能においても本土のそれとは比べものにならないものがあった。

昭和46年11月24日、第67回国会では、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべき」ことが決議されるなど、本県の米軍基地の整理が進むかに見えた。

しかしながら、復帰時（昭和47年5月15日）に28,661ヘクタールあった沖縄の米軍基地は、その後、日米安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）で合意された米軍基地の整理・統合計画等に基づいて徐々に返還が進められているものの、今なお、県土面積の8.3パーセントにあたる18,822ヘクタール（平成29年3月現在）が存在している。特に、人口、産業が集中する沖縄本島では14.7パーセントを占めるなど高密度の状況にあり、道路網の整備、計画的な都市づくりや産業用地の確保の支障となるなど、本県の振興を進める上で大きな制約となっている。

このため、県は基地の整理・縮小を県政の最重要課題として位置づけ、基地の整理・縮小を含めた本県の基地問題解決の促進を日米両政府に対し強く訴えてきた。

沖縄の基地問題については、平成7年の米軍用地の強制使用問題や、同年10月の県民総決起大会、平成8年の県民投票など一連の動きの中で、全国的な問題として日米両政府を動かすこととなった。

このような状況の下、平成7年11月に、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間に「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O=Special Action Committee on Okinawa）」が設置された。

平成8年（1996年）12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするS A C O最終報告が合意された。

県としては、本県が戦後70年以上負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、まずS A C Oで合意された普天間飛行場を含む11施設、5,002ヘクタールの整理縮小を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると考えている。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約69.7パーセントが存在することから、沖縄県は、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、平成14年8月、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年11月、ラムズフェルド米国防長官に対し、平成16年11月、米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

日米両国が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年3月に、当時の稻嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

米軍再編の日米協議は、平成17年2月19日のS C C及び、同年10月29日のS C Cにおける協議を経て、平成18年5月1日のS C Cにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

平成24年4月27日のS C Cの共同発表では、「ロードマップに示された計画を調整し、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還について、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されること」が合意された。

平成25年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表した。

## 第2節 米軍基地の整理・統合計画

### 1 米軍基地の整理・統合計画

本土における米軍基地については、昭和43年12月に開催された第9回日米安全保障協議委員会（S C C、以下、この節において「S C C」という。）において策定された、いわゆる「関東計画（関東地域における米軍基地を横田基地に統合する計画）」に基づき、逐次返還及び移設が進められ、現在では、そのほとんどが完了している。これらは、基地周辺地域の急速な都市化に伴い、強まった住民の要望に応えたものである。

一方、沖縄県の米軍基地の整理・統合については、昭和48年1月に開催された第14回S C Cにおいて初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設の全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。

さらに、昭和49年1月に開催された第15回S C Cで48事案、昭和51年7月の第16回S C Cで12事案の全部又は一部の返還が了承され、延べ63事案の返還及び移設が進められることとなった。その了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

また、昭和63年4月、当時の西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄県の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、S C C事案9件（前述のS C Cで了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

### 2 基地の返還状況

復帰後、平成29年3月31日までに返還された米軍基地面積は10,063ヘクタールだが、この間に追加提供された面積等により、実質減少面積は9,839ヘクタールとなり、復帰時の米軍基地面積28,660.8ヘクタールから34.3パーセント減少したことになる。

返還された米軍基地の大部分は、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理・統合計画に基づくもので、3回のS C Cを通して了承された63件のうち、平成29年3月31日までに55件の全部又は一部返還が実現し、面積にして3,117ヘクタールが返還されている。このうち第14回S C C事案3件については480ヘクタール全部の返還が達成され、第15回S C C事案48件については43事案、面積にして1,941ヘクタールの一部又は全部が返還され、第16回S C C事案12件については、9事案、面積にして695ヘクタールの一部又は全部の返還がなされている。

一方、23事案については、平成29年3月31日までに19事案、面積にして669ヘクタールが全部返還され、3事案、面積にして198ヘクタールが一部返還されていたが、平成29年6月末にキャンプ・ハンセン東シナ海側斜面の一部の残りが、平成29年7月末に普天間飛行場施設東側沿いの一部が返還された。

沖縄県関係の日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況 (平成29年3月末現在)

S C C	返還計画		返還済		未返還	
	件数	面積(千m <sup>2</sup> )	件数	面積(千m <sup>2</sup> )	件数	面積(千m <sup>2</sup> )
第14回(S48. 1. 23)	3	4,804	3	4,804	0	0
第15回(S49. 1. 30)	48	25,418	43	19,412	5	6,006
第16回(S51. 7. 8.)	12	16,218	9	6,949	3	9,269
合計	63	46,440	55	31,165	8	15,275

注：数値は沖縄防衛局による。

## 平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案(23事案)返還状況 (平成29年12月末現在)

施設名	事案数	確認面積 (千m <sup>2</sup> )	返還面積 (千m <sup>2</sup> )	未返還面積 (千m <sup>2</sup> )	備考 (現在の面積)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	36,584
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,626
キャンプ・ハンセン	2	1,653	1,653	0	48,712
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,869	1,443	426	26,585
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トライ通信施設	1	38	38	0	1,895
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,855
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	405	400	5	675
キャンプ瑞慶覧	2	469	469	0	5,450
普天間飛行場	1	42	42	0	4,763
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	45	0	全部返還済み
那覇冷凍倉庫	1	建物(0.1)	建物(0.1)	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,277
合計	23	10,209.1	9,778.1	431	

注：沖縄防衛局の資料による。ただし、備考欄、合計欄は県が作成したもの。

施設名	※	23事案	事案の返還状況	面積 (千m <sup>2</sup> )
北部訓練場	○	①国頭村伊武部岳地区、東村高江地区	返還済 H5.3.31	4,798
	○	②県道名護国頭線以南の一部	返還済 H5.3.31	(2,558)
八重岳通信所	○	③南側(名護市)及び北側(本部町)	返還済 H6.9.30	192
キャンプ・シュワブ	○	④国道329号沿いの一部(辺野古)	返還済 H5.3.31	5
キャンプ・ハンセン	○	⑤東シナ海斜面部分	返還済 H29.6.30	1,619
	○	⑥金武町内の一部	返還済 H8.12.31	34
恩納通信所	○	⑦施設全部	返還済 H7.11.30	624
	○	⑧施設東側部分	返還済 H7.11.30	(260)
嘉手納弾薬庫地区	△	⑨旧東恩納弾薬庫(ごみ焼却用地部分)	返還済 H17.3.31	90
		⑨旧東恩納弾薬庫(陸自継続使用部分)	返還済 H18.10.31	584
		⑨旧東恩納弾薬庫部分	未返還	426
		⑨国道58号沿い東側部分、南西隅部分	返還済 H11.3.25	735
	○	⑩嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.25	34
知花サイト	○	⑪施設全部	返還済 H8.12.31	1
トライ通信施設	○	⑫嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.31	38
嘉手納飛行場	○	⑬南側の一部(桃原)	返還済 H8.1.31	21
砂辺倉庫	○	⑭施設全部	返還済 H5.6.30	3
キャンプ桑江	△	⑮東側の南側	返還済 H6.12.31	16
		⑮東側の北側	未返還	5
	○	⑯北側部分	返還済 H15.3.31	384
キャンプ瑞慶覧	○	⑰泡瀬ゴルフ場	返還済 H22.7.31	468
	○	⑱通信ケーブル(登川)	返還済 H3.9.30	1
普天間飛行場	○	⑲東側沿い(市道11号)	返還済 H29.7.31	42
牧港補給地区補助施設	○	⑳施設全部	返還済 H5.3.31	1
工兵隊事務所	○	㉑施設全部	返還済 H14.9.30	45
那覇冷凍倉庫	○	㉒施設全部	返還済 H5.3.31	建物 0.1
陸軍貯油施設	○	㉓浦添～宜野湾P.O.L	返還済 H2.12.31	43

※は、○：返還済、△：事案のうち一部未返還、-：未返還の事案、注：面積欄を表し、( )は、その上記記載の面積の内数となっている。

### 第3節 重要三事案

#### 1 那覇港湾施設（那覇市）の返還

那覇港湾施設は、昭和49年1月の第15回日米安全保障協議委員会において、移設を条件に返還合意がなされている。同施設は、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域である。

平成6年12月15日の日米合同委員会において、同施設の移設問題に関する検討を行うため、「那覇港湾施設特別作業班」の設置が認められた。同委員会は、平成7年5月11日、同作業班が行った勧告を承認した。その概要は、①35.3ヘクタールの代替施設が那覇港港湾計画浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（56.8ヘクタール）の全部及び牧港補給地区に隣接する50メートルの制限水域の全部を返還する、②牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される、③新しい港湾施設には隣接する50メートルの制限水域を含む、となっている。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添ふ頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月12日に、移設受入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の3つの協議会が国により設置された。現在、この3つの協議会において、移設に関する諸措置、移設受入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進めるための県都那覇市の振興事業について協議している。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成23年4月15日の日米合同委員会において、平成22年3月の那覇港港湾計画変更を踏まえ、那覇港湾施設代替施設周辺の形状修正がなされた。

平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表され、那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約49ヘクタールの代替施設（追加的な集積場を含む。）への移設を条件とする全面返還、及び返還条件が満たされ、返還に必要な手続の完了後、2028年度（平成40年度）又はその後に返還可能との返還時期が示された。

平成27年4月28日の第23回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、浦添市が、浦添ふ頭コスタルリゾート地区開発計画の見直し案について報告し、見直しに伴う浦添ふ頭内における代替施設の位置の変更を要望した。

平成29年4月27日の第24回同協議会において、那覇港管理組合から、代替施設の配置案と民港に与える影響・支障の評価結果の報告を受け、代替施設の民港に与える影響・支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がされた。

#### 2 読谷補助飛行場（読谷村）におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還

読谷村では人口の増加に伴い、読谷補助飛行場（190.7ヘクタール）を囲む形で住宅地域が広がり、施設周辺の農耕地や住宅地域にパラシュートの訓練兵が降下する等の事故が発生し、33件の事故が確認されている。

同飛行場は狭隘だったため、事故のほとんどが農耕地や民家等の提供施設外への落下であるが、昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等、悲惨な事故も発生しており、地域住民の生活に不安を与えていた。

このように、狭隘な農耕地や住宅地に囲まれた読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は危険であるため、県や読谷村は、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を強く要請してきた。

平成8年12月のSACO最終報告において、読谷補助飛行場については、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移転された後に返還することが合意された。その後、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受入れを表明し、同年4月に金武町が楚辺通信所の受入れを表明した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（138ヘクタール）が返還され、残りの部分（53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

### 3 県道104号線越え実弾砲撃演習（金武町）の廃止

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃演習は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、キャンプ・ハンセンの訓練区域周辺は住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで訓練区域の規模（東西13キロメートル、南北4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。また、着弾地から生じる騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。さらに、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃演習が日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃演習の分散・実施について、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃演習は、平成9年3月の180回目の実施を最後に、事実上廃止されることになった。

## 第4節 沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）

### 1 S A C O設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）による施設・区域の整理・統合計画により進められてきたが、復帰時の昭和47年5月15日から平成29年3月31日の間、米軍基地（専用施設）の整理縮小は、本土で60パーセント進んだのに対し、沖縄県については33.3パーセントに止まるなど、県民の目に見える形での基地の整理縮小が図られていない。

平成7年（1995年）9月の米軍人による少女暴行事件を契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、同年11月1日に来日したペリー国防長官と河野外務大臣、衛藤防衛庁長官との調整を踏まえ、11月19日、A P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議で来日中のゴア副大統領と村山総理大臣との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、S C Cの下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会<sup>\*1</sup>（S A C O=Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

### 2 S A C O最終報告の概要

平成8年（1996年）12月のS A C O最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、5,002ヘクタールの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて、航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取付け等、一定の改善を図る内容となっている。

県としては、本県が戦後70年以上負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、まず、S A C Oの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識している。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の69.7パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要である。

注：S A C O最終報告の内容は、資料編3「S A C O最終報告関係資料（350頁）」を参照。

\*1：後に「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O=Special Action Committee on Okinawa）」に名称が変更された。

## S A C Oの最終報告における土地の返還等

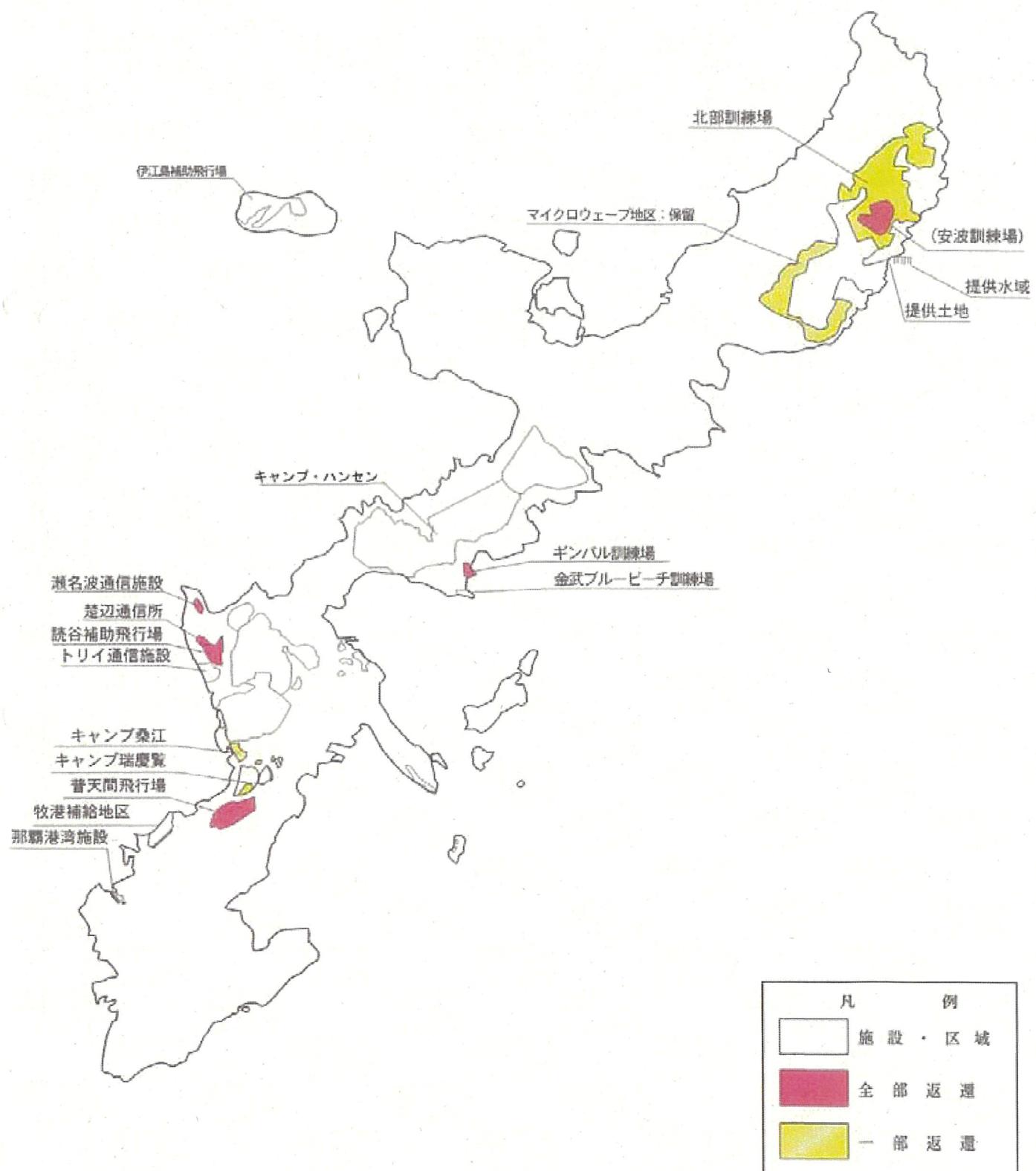
## 1 土地の返還

施設名等	区分	施設面積 (ha)	返還面積(ha) (返還年度(目途))	条件等
普天間飛行場	全部	481	481 (5~7年以内)	・海上施設の建設を追求（規模約1,500m等） ・岩国飛行場に12機のKC-130空中給油機を移駐等 ・嘉手納飛行場における追加的整備等
北部訓練場	過半	7,513	3,987 (平成14年度末)	・海への出入りのため土地約38ha及び水域約121haを提供 ・ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設
安波訓練場	全部	(480)	(480) (平成9年度末)	・共同使用を解除（水域約7,895ha）
ギンバル訓練場	全部	60	60 (平成9年度末)	・ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設
楚辺通信所	全部	53	53 (平成12年度末)	・アンテナ施設及び関連支援施設をキャンプ・ハンセンに移設
読谷補助飛行場	全部	191	191 (平成12年度末)	・パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 ・楚辺通信所を移設後返還
キャンプ桑江	大部分	107	99 (平成19年度末)	・海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還・面積には返還合意済みの北側部分を含む)
瀬名波通信施設	ほぼ全部	61	61 (平成12年度末)	・アンテナ施設等をトライ通信施設に移設 ・マイクロウェーブ塔部分（約0.1ha）は引き続き使用
牧港補給地区	一部	275	3 (国道拡幅に合わせ)	・返還に伴い影響を受ける施設を残余の施設内に移設
那覇港湾施設	全部	57	57	・浦添埠頭地区（約35ha）への移設と関連して、返還を加速化するために共同で最大限の努力を継続
住宅統合		648	83 (平成19年度)	・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在する米軍住宅を統合
計		9,446	5,075	
新規提供			▲73	（那覇港湾施設約35ha、北部訓練場約38ha）
合計		11施設	5,002	・県内施設面積の約21%減

## 2 騒音軽減イニシアティブの実施

事案	概要
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・海軍航空機の運用及び支援施設を、主要滑走路の反対側に移転 ・MC-130特殊戦機を主要滑走路北西に移転
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を設置

## S A C O 最終報告による米軍施設・区域の返還等



### 3 SACOの進捗状況

#### (1) 土地の返還

##### ア 普天間飛行場

「第4章第2節普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）に別記。

##### イ 北部訓練場

ヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設することを条件としており、国は、ヘリパッド移設にあたり、ヘリパッド移設候補地の選定に関する環境調査を平成10年12月から平成12年3月まで実施し、平成13年1月に調査結果を公表した。この調査結果において、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、自然環境への影響をより最小限にとどめることのできる移設候補地を選定するため環境調査を継続して実施した。

平成14年6月、国は、環境影響評価条例に準拠した環境影響評価の手続を開始し、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境評価検討書（環境影響評価方法書に相当）を作成し、平成14年6月21日から7月22日までの間、閲覧に供した。

そして、平成14年11月から平成16年3月までの間、継続環境調査を実施し、これらの結果を環境影響評価図書（環境影響評価書に相当）として平成19年2月21日から3月22日までの間、閲覧に供した。

平成19年3月13日の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯移設予定地6箇所のうち、3箇所の建設を実施することが合意され、平成19年7月3日から3箇所の移設工事に着手した。

平成20年1月9日、日米合同委員会でヘリコプター着陸帯残り3箇所の建設を実施することが合意された。

平成25年3月に1箇所、平成26年7月に1箇所のヘリコプター着陸帯（N-4地区）が完成し、平成27年1月30日の日米合同委員会でN-4地区2箇所の着陸帯と進入路の米側への提供が合意された。

平成28年12月21日に、残り4箇所の着陸帯の提供が日米合同委員会で合意され、12月22日に北部訓練場の過半4,165.8ヘクタールが返還された。

##### ウ 安波訓練場

共同使用が解除され、平成10年12月に返還が実現した。

##### エ ギンバル訓練場

SACO最終報告において、ヘリコプター着陸帯がブルー・ビーチ訓練場に移設され、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後、返還するとされた。

ヘリコプター着陸帯のブルー・ビーチ訓練場への移設について、平成19年6月12日に金武町長が町議会で移設受入を表明し、6月14日に町議会は町長表明を容認する宣言文を賛成多数で可決した。

平成20年1月24日の日米合同委員会で、ヘリコプター着陸帯をブルー・ビーチ訓練場へ移設すること等を条件に、ギンバル訓練場の全面返還が合意され、平成23年7月31日に返還された。

##### オ 楚辺通信所

平成18年4月及び11月、日米合同委員会においてキャンプ・ハンセンに建設した代替施設を米側に提供することが合意され、平成18年6月15日に一部が、平成18年12月31日に残りの部分が返還された。

##### カ 読谷補助飛行場

平成11年3月24日、伊江村がパラシート降下訓練の受入れを正式に表明し、同年4月13日に金武町が楚辺通信所の受入れを表明した。平成11年10月、日米合同委員会において、移転のため必要となる経費負担などの所要の措置について合意がなされた。平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

##### キ キャンプ桑江

キャンプ桑江の海軍病院の移設については、移設先の宜野湾市が、平成12年7月27日に、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受入れを表明し、平成15年3月31日、北側部分約38ヘクタールが返還された。

平成17年1月13日、日米合同委員会においてキャンプ瑞慶覧の普天間地区に海軍病院及び関連施設を移設・整備することが、平成18年12月22日、日米合同委員会において海軍病院の建設工事を実

施することが合意された。

平成25年1月24日、日米合同委員会において、海軍病院の移設整備の一部完了について了承され、平成25年3月に新病院での業務が開始されているほか、平成25年12月12日、日米合同委員会において予防医療センター等の建設について合意された。

#### ク 濱名波通信施設

地主は継続使用を求め、移設先であるトライ通信施設の楚辺区住民も反対している状況にあったが、平成12年8月17日に開催された楚辺区の区民総会において、移設が了承された。これを受け読谷村長から、地元の意向を尊重するとの発言があった。

平成14年3月1日の日米合同委員会において、アンテナ等を含む通信システム、管理・運用施設及び付帯施設をトライ通信施設内に移設することを条件に、マイクロ・ウェーブ塔部分の土地を除く濱名波通信施設の大部分（約61ヘクタール）を、日本政府に返還することが合意され、平成18年9月30日、マイクロウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールを除く全ての土地約61ヘクタールが返還された。

マイクロウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールについては、平成18年10月の日米合同委員会において、トライ通信施設の一部として同施設へ統合されている。

#### ケ 牧港補給地区（国道拡幅部分）

国道58号線の渋滞を緩和するため、拡幅計画を含めた検討がなされ、平成17年8月9日、浦添市長が一部返還に合意した。

平成18年5月1日のS C Cにおいて合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において牧港補給地区の全面返還を目指すことが、平成24年4月27日の共同発表において、同地区の3段階に分けた返還が示された。

平成27年12月17日に既存ゲート等の牧港補給地区内への移設を条件に約3ヘクタールの土地を先行返還することが、平成29年6月8日にゲート等の施設整備を実施することが日米合同委員会で合意された。

#### コ 那覇港湾施設

平成13年11月12日、浦添市長が移設受入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の3つの協議会が国により設置された。現在、この3つの協議会において、移設に関連する諸措置、移設受入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進めるための那覇市の振興事業について協議している。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日のS C Cにおいて、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（約14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（約49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成23年4月15日の日米合同委員会において、平成22年3月の那覇港湾計画変更を踏まえ、那覇港湾施設代替施設周辺の形状が修正がなされた。

平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表され、那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約49ヘクタールの代替施設（追加的な集積場を含む。）への移設を条件とする全面返還、及び返還条件が満たされ、返還に必要な手續の完了後、2028年度（平成40年度）又はその後に返還可能との返還時期が示された。

平成27年4月28日の第23回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、浦添市が、浦添ふ頭コースタルリゾート地区開発計画の見直し案について報告し、見直しに伴う浦添ふ頭内における代替施設の位置の変更を要望した。

平成29年4月27日の第24回同協議会において、那覇港管理組合から、代替施設の配置案と民港に与える影響・支障の評価結果の報告を受け、代替施設の民港に与える影響・支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がされた。

「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」では、SACO交付金、SACO補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金及びまちづくり事業を活用した浦添市による事業の実施について協議が行われており、これまで、当該交付金等により、まちなみ児童センターや高齢者等総合福祉センター等が整備された。

「県都那覇市の振興に関する協議会」では、防衛省のまちづくり支援事業を活用し、那覇市により奥武山公園野球場が整備された。

#### サ キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合

住宅統合の第1段階の措置として、平成11年4月27日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年2月に完成し、同年7月に米側へ提供された。

第2段階の措置として、平成14年2月7日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区に、330戸の住宅（高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、低層棟については平成16年6月に、高層住宅については平成17年3月に完成し、平成17年9月に米側へ提供された。

第3段階の措置として、平成16年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の北谷東地区に160戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成17年3月の日米合同委員会において、建設実施が合意され、平成20年6月に米側に提供された。

第4段階の措置として、平成17年3月3日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区及びアッパー・ラザ地区に、104戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成18年3月23日の日米合同委員会において、100戸の低層住宅の建設実施が合意された。このうちアッパー・ラザ地区の44戸は、平成21年12月に米側に提供済みであり、普天間地区の56戸について建設準備中である。

第5段階以降の措置として、平成25年3月25日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内に909戸の低層住宅を整備することが合意された。

住宅統合については、約1,600戸の家族住宅を集約の上、建設することとしており、平成30年1月現在の工事建設の進捗状況は、米側に提供済みの住宅が670戸、一部造成工事中が56戸、合計726戸となっている。

#### (2) 訓練及び運用の方法の調整

- ア 県道104号線越え実弾砲兵射撃演習については、同演習の本土移転が合意実施されたことから、平成9年3月7日以降、沖縄での演習は事实上廃止された。現在、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場において分散・実施されている。
- イ パラシュート降下訓練については、移転先の伊江村が平成11年3月24日に受入れを表明し、平成12年7月1日以降の訓練から日本側が経費を負担し、伊江島補助飛行場で訓練が実施されている。
- ウ しかしながら、平成19年1月25日の日米合同委員会において、伊江島について天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多く、米軍の訓練が不足していることを理由に、例外的な場合に限り嘉手納飛行場を使用するとの合意が行われ、これ以降、平成29年末までに嘉手納飛行場において7回のパラシュート降下訓練が実施されている。
- ウ 公道における行軍については、既に中止されている。

#### (3) 騒音軽減イニシアティヴの実施

- ア 航空機騒音規制措置については、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として環境基準値を超える騒音が発生している状況がある。
- イ 普天間飛行場に配備されているKC-130空中給油機の岩国飛行場への移駐については、平成18年5月1日のSCCにおいて、KC-130空中給油機の岩国飛行場への移転と、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すること等が合意された。
- ウ 平成26年5月30日に岩国飛行場において移駐開始に必要となる格納庫、家族住宅、駐機場等の施設が完成し、6月24日、日米合同委員会においてこれら施設の米側への提供が合意された。
- エ 平成26年7月15日からKC-130の岩国飛行場への移駐が開始され、8月26日に15機全機の移駐が完了した。

ウ 嘉手納飛行場配備のMC-130空中給油機の運用の移転については、平成8月12月、従来の海軍駐機場から主要滑走路の北西に移転している。

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成17年6月30日の日米合同委員会において、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが合意され、平成19年1月25日の日米合同委員会において、洗機施設の移転に係る建設工事の実施が合意され、同駐機場の大型・中型機の洗機場は、平成20年9月に空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転した。

日米合同委員会で、平成21年2月に海軍駐機場の沖縄市側への移転実施が、平成22年10月に海軍駐機場、誘導路、敷地造成等の工事実施が合意され、平成25年3月に駐機場等が米側に提供された。

平成26年7月24日、格納庫等の整備工事実施について日米合同委員会で合意し、平成28年12月に整備格納庫等が米側に提供され、平成29年1月に移転が完了したが、移転後も外来機により旧海軍駐機場が使用される事案が発生している。

エ 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において建設の実施が合意され、平成12年7月に米軍へ提供された。

#### （4）地位協定の運用の改善

ア 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。

イ 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。

ウ 合衆国の施設及び区域への立入については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手續が合意された。

エ 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。

オ 任意自動車保険については、平成9年1月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。

カ 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条6項の請求に関する支払い手續を改善するよう共同の努力を行うとし、米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合、日本政府がその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力することが合意・実施されている。

キ 検疫手続については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。

ク キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手續と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手續が実施されるとされた。

注：第4章第1節「日米地位協定とその見直しに向けた取組等」（85頁）を参照。

## 第5節 在日米軍再編

### 1 在日米軍再編の経緯

米国は、新たな安全保障環境に対応するため、軍の変革（トランسفォーメーション）を進め、特に、平成13年の9.11同時多発テロによる国際情勢の劇的な変化を受けて、軍の変革の動きと戦略の見直しを進展させてきた。また、その一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢の見直しを進めてきた。

そして、日米両国は、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米両国は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）において、日米間の安全保障に関する協議を強化することが確認されたことを受け、平成17年2月19日のS C Cにおいて、第1段階の共通戦略目標が確認された。また、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととした。

平成17年10月29日のS C Cにおいて、共同文書「未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）が取りまとめられ、第2段階の日米の役割・任務・能力の具体的方向性とともに、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢についての具体的な方向性が示された。

在沖米軍に関しては普天間飛行場の県内移設、第3海兵機動展開部隊司令部のグアム移転等が示された。

そして、平成18年5月1日のS C Cにおいて、それまでの一連の成果として「再編実施のための日米のロードマップ」（いわゆる最終報告）という形で、第3段階の兵力態勢の再編の最終的なとりまとめがなされ、具体的な施策を実施するための詳細が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示された。

また、平成22年5月28日のS C Cの共同発表では、「再編実施のための日米のロードマップ」に一部追加・補完をし、再編案を着実に実施していくことが再確認された。

平成24年4月27日のS C Cの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意され、平成25年4月、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の6施設、約1,048ヘクタールの返還に関する具体的な返還条件、時期、手順等を示した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表した。

### 2 在日米軍再編に対する県の対応等

平成17年3月、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、米軍基地問題の解決を強く求める県民の意向や本県の実状を伝え、理解と協力を求めた。

その際、①海兵隊の県外移転、②嘉手納飛行場の運用改善、③陸軍複合射撃訓練場の建設中止、④日米地位協定の抜本的見直しの4つの項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。また、訪米に先立って、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対しても要請した。

平成18年5月1日に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」では、普天間飛行場代替施設のキャンプ・シュワブ区域への設置、在沖海兵隊のグアム移転、沖縄に残る施設・区域の統合及び嘉手納飛行場以南の土地の返還、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用、嘉手納飛行場からの一部訓練の移転等が示され、平成18年5月11日、当時の稲嶺知事は防衛庁長官との間で、「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結した。

その内容は、

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日

の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

となっている。

平成18年5月30日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定した。その内容は、在沖海兵隊のグアム移転を早期に実現することが示された一方で、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、地域振興などが明記され、地元の意向が反映されていた平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）の廃止などとなっている。

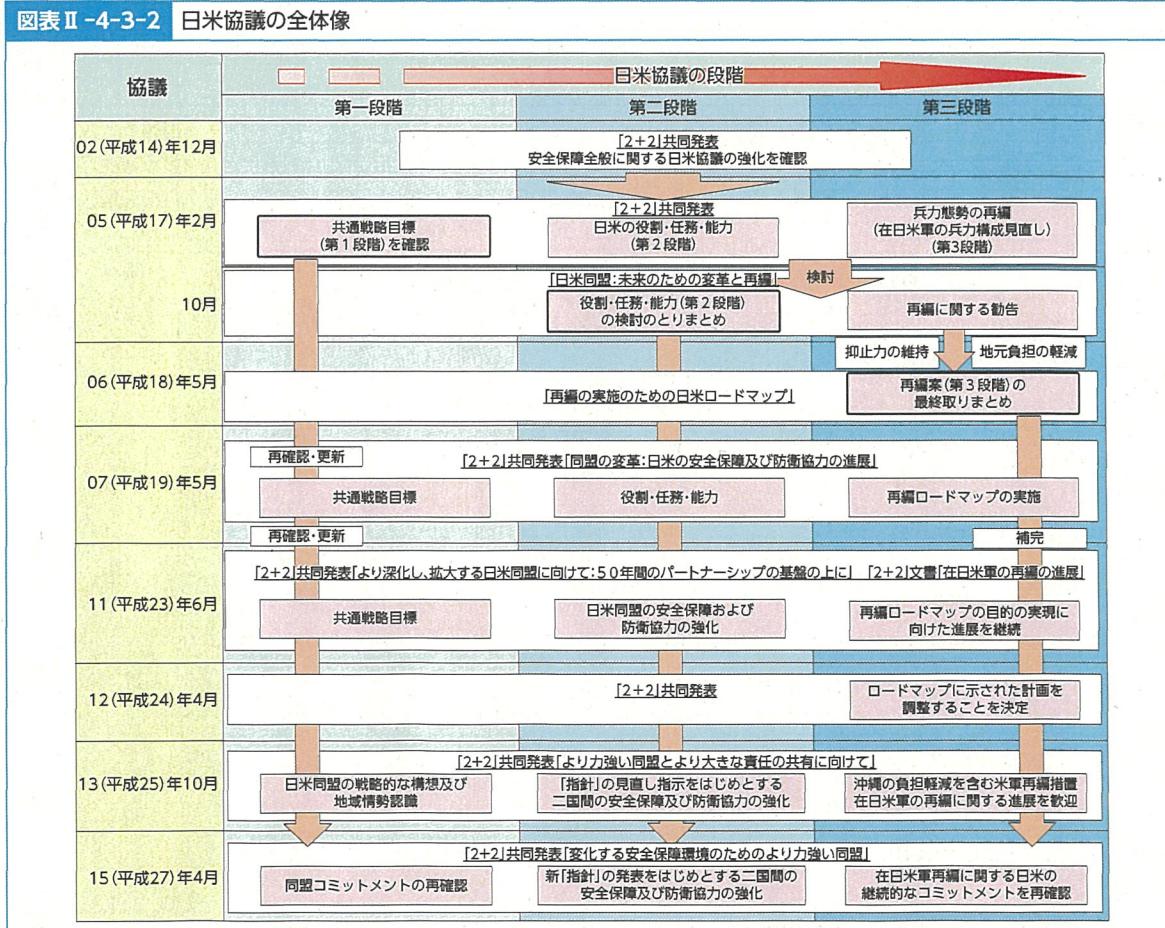
平成24年4月27日のSCCの共同発表では、「再編実施のための日米ロードマップ」を見直し、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが合意され、平成25年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表した。

平成25年12月17日に開催された沖縄政策協議会において、仲井眞知事は、①普天間飛行場の5年以内運用停止、早期返還、②キャンプ・キンザーの7年以内全面返還、③日米地位協定の条項の追加等、改定、④オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備することなど、米軍基地負担の軽減を要請した。

海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されたことについては、県及び市町村がかねてから要望していたことである。嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、地元の意向を反映させた、計画的な実施とともに、施設・区域の返還に伴う跡地利用への支援及び駐留軍従業員の雇用の確保についても、きめ細かな対応を求めている。

出典：「平成28年版防衛白書」([http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/w2016\\_00.html](http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/w2016_00.html))

図表II-4-3-2 日米協議の全体像



### 3 ロードマップ（沖縄県関連）の内容と進捗状況

#### (1) 普天間飛行場代替施設関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>1. 沖縄における再編</p> <p>(a) 普天間飛行場代替施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600mの長さを有し、2つの100mのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800mとなる。（*1） この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。</li> <li>● 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。</li> <li>● 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。（*2）</li> <li>● 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び筑城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。</li> <li>● 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。</li> <li>● 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。</li> <li>● 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。</li> </ul> <p>【ロードマップの主な追加・変更点（平成23年6月21日、日米安全保障協議委員会文書）】</p> <p>* 1 閣僚は、代替の施設を、海面の埋立てを主な工法として、専門家会合によって記されたようなV字型に配置される2本の滑走路を有するものとすることを決定した。それぞれの滑走路部分は、オーバーランを含み、護岸を除いて、均一の荷重支持能力を備えて、1,800mの長さを有する。 閣僚は、環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できる限り、この計画の微修正を考慮し得ることを決定した。</p> <p>* 2 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前に目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年8月29日、国は「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、同飛行場代替施設の建設計画、安全・環境対策等に係る協議を開始した。</li> <li>○ 平成19年8月7日から平成25年1月29日までの期間にかけて、沖縄防衛局は環境影響評価の手続を終了した。</li> <li>○ 平成25年3月22日、沖縄防衛局は、公有水面埋立承認申請書を県へ送付し、同年12月27日、県は公有水面埋立を承認した。</li> <li>○ 平成27年10月13日、県は公有水面埋立承認を取り消した。</li> <li>○ 平成27年10月14日、沖縄防衛局が国土交通大臣に審査請求及び執行停止の申立てを行い、同月27日、国土交通大臣は、県の承認取消の効力の執行停止を決定した。また、承認取消に対し国土交通大臣は、同年11月17日、埋立承認取消処分の取消しを求める代執行訴訟を提起した。</li> <li>○ 平成27年12月25日、県は執行停止決定に対する取消訴訟（抗告訴訟）を提起した。また、平成28年2月1日、国土交通大臣に対する関与取消訴訟を提起した。</li> <li>○ 平成28年3月4日、代執行訴訟及び関与取消訴訟について和解が成立した。県は、抗告訴訟を取り下げた。</li> <li>○ 平成28年3月7日、国土交通大臣は県に対し埋立承認取消処分について是正の指示を行ったが、その理由が示されていなかつたため、同月16日、一度撤回し、改めて是正の指示を行った。</li> <li>○ 平成28年3月23日、県は是正の指示に対し、国地方係争処理委員会に審査申出を行った。</li> <li>○ 平成28年6月20日、国地方係争処理委員会は是正の指示の違法性を判断せず、真摯な協議による問題解決が最善との見解を示した</li> <li>○ 平成28年6月24日、県は国に対し、国地方係争処理委員会の決定を踏まえ真摯な協議を行うよう要請した。</li> <li>○ 平成28年7月22日、国土交通大臣は、県が是正の指示に従わないことが違法であることを確認するため、不作為の違法確認訴訟を提起した。</li> <li>○ 平成28年9月16日、福岡高等裁判所那覇支部は、国の請求を認める判決を言い渡</li> </ul>

年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。

し、同月23日、県は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行った。同年12月20日、最高裁判所は県の上告を棄却した。同月26日、県は、埋立承認取消を取り消した。

- 平成29年4月25日、沖縄防衛局は護岸工事に着手した。
- 平成29年7月24日、県は、岩礁破碎等行為の差止訴訟を提起した。

## (2) 海兵隊グアム移転関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(b) 兵力削減とグアムへの移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 約8,000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9,000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。</li> <li>(*1、*2)</li> <li>● 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。</li> <li>● 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。</li> <li>● 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。</li> <li>(*3)</li> </ul> <p>【ロードマップの主な追加・変更点（平成23年6月21日、日米安全保障協議委員会文書）】</p> <p>*1 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が從前に目標時期とされていた2014年には達成されないと留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年5月23日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が成立した。（法施行は平成19年8月29日）</li> <li>○ 平成21年5月19日、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が締結された。</li> <li>○ 平成23年12月「2012会計年度国防授權法」でグアム移転に関する予算が凍結された。</li> <li>○ 平成25年10月3日、日米安全保障協議委員会共同発表において、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は2020年代前半に開始されることが示された。</li> <li>○ 平成26年5月14日、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が改定された。（平成24年4月27日の共同発表での変更点などを反映。）</li> <li>○ 平成26年12月「2015会計年度国防授權法」で資金凍結が解除された。</li> <li>○ 平成27年8月グアム島に係る補足的環境影響評価が完了。</li> <li>○ 平成29年3月31日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、特別措置法の有効期限を10年間延長するなどの改正が行われた。</li> <li>○ 米側への資金提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 約346億円</li> <li>・平成22年度 約468億円</li> <li>・平成23年度 約93億円</li> <li>・平成24年度 約5億円</li> <li>・平成25年度 約2億円</li> <li>・平成26年度 約180億円</li> <li>・平成27年度 約12億円</li> <li>・平成28年度 約136億円</li> <li>・平成29年度 約259億円</li> </ul> </li> <li>○ 米側の予算措置状況（MILCON）</li> </ul>

<p>【ロードマップの主な追加・変更点（平成24年4月27日、日米安全保障協議委員会共同発表）】</p> <p>* 2 約9,000名の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されること、対象となる部隊は、第3海兵機動展開旅団司令部、第4海兵連隊並びに第3海兵機動展開部隊の航空、陸上及び支援部隊であること、グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は約5,000名であることが示された。</p> <p>* 3 海兵隊の要員のグアムへの移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル（2012米会計年度の価格）で、日本の財政的コミットメントが直接的な資金提供28億ドル（2008米会計年度の価格）となること、他の形態での財政支援は利用しないことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010会計年度 約3億ドル</li> <li>・2011会計年度 約1.07億ドル</li> <li>・2013会計年度 約0.26億ドル</li> <li>・2014会計年度 約0.86億ドル</li> <li>・2015会計年度 約0.51億ドル</li> <li>・2016会計年度 約1.26億ドル</li> <li>・2017会計年度 約0.62億ドル</li> <li>・2018会計年度 約2.47億ドル</li> </ul>
---	---

### (3) 土地の返還

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に統合して、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場より南の相当規模の土地の返還が可能となる。</li> <li>● 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャンプ桑江：全面返還。</li> <li>○ キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。</li> <li>○ 普天間飛行場：全面返還。</li> <li>○ 牧港補給地区：全面返還。</li> <li>○ 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。</li> <li>○ 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。</li> </ul> </li> <li>● 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。</li> <li>● S A C O最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、S A C Oによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、下記の3区分が示された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①必要な手続の完了後に速やかな返還が可能な区域。 キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近）。</li> <li>②県内移設後に返還が可能な区域。 牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドー等）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム。</li> <li>③海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域。 キャンプ瑞慶覧の追加的な部分、牧港補給地区の残余の部分。</li> </ul> </li> <li>○ 平成25年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表し、嘉手納飛行場より南の6施設の返還に関する具体的な返還条件、時期、手順等を示した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年8月31日、牧港補給地区北側進入路（約1ha）が返還された。</li> <li>○ 平成27年3月31日、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区（約51ha）が返還された。</li> <li>○ 平成29年7月31日、普天間飛行場の一部（約4.2ha）が返還された。</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。</li> <li>● 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年8月7日に国（防衛施設庁）が、キャンプ・ハンセン共同使用について「キャンプ・ハンセンに関する三町村連絡協議会」と県に対し説明した。</li> <li>○ 平成19年11月13日に金武町長、宜野座村長、恩納村長がキャンプ・ハンセン共同使用について受入れを表明した。</li> <li>○ 平成20年2月7日にキャンプ・ハンセン共同使用について日米合同委員会で合意された。</li> <li>○ 平成20年3月17日及び18日に、初のキャンプ・ハンセン共同使用による陸上自衛隊の訓練が実施された。</li> </ul>

## (5) ミサイル防衛

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>5. ミサイル防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米軍のペトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫にPAC-3が配備された。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年10月2日～13日 ミサイル本体を含む器材搬入。</li> <li>・平成18年11月30日 PAC-3部隊任務開始式。</li> </ul> </li> </ul>

## (6) 訓練移転

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>6. 訓練移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。</li> <li>● 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。</li> <li>● 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。</li> <li>● 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。</li> <li>● 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。</li> <li>● 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年1月31日に、平成19年度の訓練移転に関する計画が発表された。</li> <li>○ 平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会共同発表において、グアム等日本国外への訓練移転についても検討することとされた。</li> <li>○ 平成23年1月20日の日米合同委員会で、航空機訓練移転のグアム等への拡充について合意された。</li> <li>○ 平成23年10月4日の日米合同委員会で、訓練移転はグアム島アンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島ファラロン・デ・メディニラ空対地射場とそれらの周辺区域を使用して実施することとされた。</li> </ul> <p>（実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘉手納飛行場からの一部訓練の移転は、平成19年3月以降、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプI（1機～5機の米軍機が、1日～7日までの間参加）の訓練が10回実施。</li> <li>・タイプII（6機～12機の米軍機が、8日</li> </ul> </li> </ul>

する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

～14日までの間参加) の訓練が8回実施。

- ・グアム等への訓練移転が34回実施。（岩国基地所属機及び三沢基地所属機が嘉手納飛行場で実施予定であった航空機による訓練含む。）

#### 4 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

政府は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施することが重要との観点から、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」(再編特措法)を閣議決定し、通常国会に提出した。同法案は、同年5月23日に可決、成立し、同年8月29日に施行された。

同法の有効期限は平成29年3月31日までとされていたが、平成29年3月31日に同法の一部を改正する法律が施行され、有効期限が平成39年3月31日まで10年間延長された。

なお、同法には制定当初、海兵隊のグアム移転促進に向け、移転にかかる住宅やインフラ整備への出融資を実施するため、株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていたが、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会において、日本の財政的コミットメントが直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたため、平成29年の改正により、当該規定は削除された。

同法の概要は以下のとおり。

##### (1) 目的(第1条関係)

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

##### (2) 再編交付金

###### ア 再編関連特定防衛施設の指定(第4条関係)

防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

(ア) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

(イ) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

###### イ 再編関連特定周辺市町村の指定(第5条関係)

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のもに限る。)について、前記ア(ア)及び(イ)に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

###### ウ 再編交付金(第6条関係)

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再

編交付金を交付することができる。

(3) 駐留軍等労働者に係る措置（第16条関係）

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。